

## 行政文書開示決定通知書

添田 孝史 殿

原子力規制委員会委員長 田中 俊



平成 29 年 4 月 19 日付けで、別添（写し）のとおり受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1. 開示する行政文書の名称

別記 1 のとおり。なお、残りの文書につきましては、平成 29 年 7 月 31 日までに開示決定を行う予定です。

#### 2. 不開示とした部分とその理由

別記 2 のとおり。

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、原子力規制委員会委員長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）行うことができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、この決定について審査請求（適法なものに限る。）を行った場合は、上記にかかわらず、それに対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内（ただし、当該裁決の日から原則として 1 年以内）に行うこともできます。

#### 3. 開示の実施の方法等

##### (1) 開示の実施の方法

※ 別紙「1. 開示の実施の方法等について」を御覧ください。

##### (2) 情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所

日時：平成 29 年 6 月 22 日（木）から 7 月 24 日（月）（土・日曜日及び祝日を除く。）  
9：30 から 17：00 まで（12：00 から 13：00 を除く。）

場所：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官（法規担当）付（情報公開窓口）

〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル  
（電話番号：03-3581-3352（代表））

##### (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）



昭和二十九年四月五日

行政文書開示請求書



東京府立総合資料館長 申田 武彦 様

貴館に所蔵されている「昭和二十九年四月五日」の行政文書開示請求書（以下「請求書」といいます）の写本を、請求書に記載の通り、貴館より提供していただきたく存じます。

請求書に記載のとおり、貴館より提供していただきたく存じます。貴館の所蔵する行政文書は、公開の義務を負っており、請求書に記載の通り、貴館より提供していただきたく存じます。

請求書に記載のとおり、貴館より提供していただきたく存じます。貴館の所蔵する行政文書は、公開の義務を負っており、請求書に記載の通り、貴館より提供していただきたく存じます。請求書に記載のとおり、貴館より提供していただきたく存じます。貴館の所蔵する行政文書は、公開の義務を負っており、請求書に記載の通り、貴館より提供していただきたく存じます。

請求書に記載のとおり、貴館より提供していただきたく存じます。貴館の所蔵する行政文書は、公開の義務を負っており、請求書に記載の通り、貴館より提供していただきたく存じます。請求書に記載のとおり、貴館より提供していただきたく存じます。貴館の所蔵する行政文書は、公開の義務を負っており、請求書に記載の通り、貴館より提供していただきたく存じます。

<準備日数> 「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から3日。

<郵送料（見込額）>

※ 別紙「2. 郵送料（見込額）」を御覧ください（郵送する媒体により料金が異なります。）。

(4) 行政文書開示請求書に記載された「希望する開示の実施の方法等」について  
(該当する□にレ点が表示されています。)



希望が記載されていませんでした。

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記(2)に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。



希望の方法及び日時によることは可能です。

<実施の方法> 写しの送付 <実施の日時>

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法のうち行政文書開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法及び上記(2)に記載した日時のうち都合のよい日時を選ぶこともできます。



希望の方法及び日時によることはできません。

<実施できない理由>

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記(2)に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。

#### 4. 担当課室等

担当課室：原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部安全規制管理官（地震・津波安全対策担当）付

電話番号：03-5114-2119

(注) 行政文書の開示の実施方法等申出書は、3.(2)の情報公開窓口宛てに提出してください。





日付の付いた出願書(出願申請書)の提出は、  
(1) 出願書の提出は、出願書の提出は、  
(2) 出願書の提出は、出願書の提出は、  
(3) 出願書の提出は、出願書の提出は、

出願書の提出は、出願書の提出は、  
(1) 出願書の提出は、出願書の提出は、  
(2) 出願書の提出は、出願書の提出は、  
(3) 出願書の提出は、出願書の提出は、

出願書の提出は、出願書の提出は、  
(1) 出願書の提出は、出願書の提出は、  
(2) 出願書の提出は、出願書の提出は、  
(3) 出願書の提出は、出願書の提出は、

出願書の提出は、出願書の提出は、  
(1) 出願書の提出は、出願書の提出は、  
(2) 出願書の提出は、出願書の提出は、  
(3) 出願書の提出は、出願書の提出は、

出願書の提出は、出願書の提出は、  
(1) 出願書の提出は、出願書の提出は、  
(2) 出願書の提出は、出願書の提出は、  
(3) 出願書の提出は、出願書の提出は、

出願書の提出は、出願書の提出は、  
(1) 出願書の提出は、出願書の提出は、  
(2) 出願書の提出は、出願書の提出は、  
(3) 出願書の提出は、出願書の提出は、



## <説明事項>

### 1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申出を行ってください。

開示の実施の方法は、別紙1.の表に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。いったん、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

情報公開窓口における開示の実施を選択される場合は、3.（2）「情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、4.「担当課室等」に記載した担当課室まで御連絡ください。

なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、情報公開窓口に届くように御提出願います。また、第三者からの不服申立て等があった場合には、開示の実施について執行を停止することがありますので御承知おきください。

写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、送付に要する費用（郵便切手）が必要になります。

### 2 開示実施手数料の算定方法について

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（例）

150ページ（片面）ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150ページある行政文書（白黒）の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額 1,500円 → 手数料は1,200円

150ページ（片面）ある行政文書のうち100ページを閲覧し、20ページ（うち10ページがカラー）について写しの交付を受ける場合（残りの30ページは開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額300円（白黒10枚：100円、カラー10枚：200円） = 計400円 → 手数料は100円

### 3 開示の実施について

「行政文書の開示の実施方法等申出書」により情報公開窓口における開示の実施を選択され、申し出られた場合は、開示を受ける当日、情報公開窓口に来られる際に、本通知書を御持参ください。

### 4 お問い合わせ先

御不明な点がございましたら、4.「担当課室等」に記載した担当課室までお問い合わせください。





開示する行政文書の名称

1. 既設原子力発電所の津波に対する安全性のチェック結果の報告について
2. 既設原子力発電所の津波に対する安全性のチェック結果の報告について
3. 耐震安全性評価実施計画書見直し検討結果の報告について
4. (資料6) 件名：津波バックチェック
5. 原子力安全・保安院耐震安全審査室長の小林と申します。
6. 津波想定QA





150

林の書文のついで

アノコトハ...  
ナニトモ...  
シテ...  
...





## 不開示とした部分とその理由

行政文書の名称	不開示部分及びその理由
1. 既設原子力発電所の津波に対する安全性のチェック結果の報告について	左記の行政文書中、1頁目に記載されている電気事業連合会原子力部長の氏名については、非公表の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法第5条第1号に該当するため、不開示とした。
2. 既設原子力発電所の津波に対する安全性のチェック結果の報告について	左記の行政文書中、1頁目に記載されている東京電力株式会社原子力建設部長の氏名については、非公表の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法第5条第1号に該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、1頁目に記載されている法人の印影については、認証的機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条2号イに該当するため、不開示とした。
4. (資料6) 件名：津波バックチェック	左記の行政文書中、1頁目に記載されている個人の氏名及び個人の印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、2頁目に記載されている個人の氏名及び8行目に記載されている法人の職員のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、2頁目に記載されている法人の電話番号及び7行目に記載されている法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
5. 原子力安全・保安院耐震安全審査室長の小林と申します。	左記の行政文書中、1頁目に記載されている公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的





5/27/02

	<p>で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした。</p>
--	--

# 行政文書開示請求書

平成 29 年 4 月 13 日

原子力規制委員会委員長 殿

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

添田孝史

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

〒

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

## 1. 請求する行政文書の名称等

行政文書ファイル「平成23年度企調課提出資料」と「平成24年度企調課提出資料」に含まれる文書すべて。文書数が多いようでしたら、まず文書名のリストを提示いただけましたら、そこから絞り込んで請求します。のうち、別紙のもの。

## 2. 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を選択又は記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ( )

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)		てください。	(受付印) 原子力規制委員会 受 平成 29.4.19 付
---------------------	---	--------	---

※この欄は記入しないでください

担当課	
備考	平成29年5月11日、請求する行政文書の名称等について、請求者と調整のうえ、補正した。 補正期間：平成29年5月10日～平成29年5月11日



既設原子力発電所の津波に対する安全性のチェック結果の報告について

既設原子力発電所の津波に対する安全性のチェック結果の報告について

耐震安全性評価実施計画書見直し検討結果の報告について

Re: 福島第一原子力発電所の津波対策関係事実について

福島第一原子力発電所の津波対策関係事実について

福島第一原子力発電所の津波対策関係事実について

(資料6) 件名: 津波バックチェック

西暦869年貞観地震の波源モデル: 福島県沖も含めた検討 他

原子力安全・保安院耐震安全審査室長の小林と申します。

女川原子力発電所 地震随件事象に対する考慮について(津波に対する安全性) 要旨

女川原子力発電所 地震随件事象に対する考慮について(津波に対する安全性) 要旨

津波想定QA

津波評価に関する経緯(「869年貞観の地震」等)